

和泉市産業振興プラザ南館試作開発室

工場型・事務所型の募集要項

和泉市産業振興プラザは、ものづくりに携わる事業者に対して、産学官連携による新産業及び新ビジネスの研究開発並びに創業の場所を提供するとともに、地域資源を活かした事業創出、経営革新、販路開拓等に向けた支援を行うことにより、産業振興及び地域経済の発展を図り、もって活力のあるまちづくりに資するため設置されています。

今回、試作開発室（工場型、事務所型）について次のとおり利用者の募集をいたします。施設概要につきましては和泉市産業振興プラザホームページをご参照ください。

1. 和泉市産業振興プラザの概要

所在地	和泉市テクノステージ3丁目1番11号
敷地面積	約4,939㎡
建築面積	約1,405㎡
延べ面積	約2,608㎡
構造	鉄骨造 2階建

2. 募集室及び利用料等

	区分	階	部屋番号	面積 (㎡)	月額利用料 (円)	月額共益費 (円)
①	工場	2階	RF202	96.57	127,500	40,400
②	工場	2階	RF203	101.31	133,800	42,400
③	工場	2階	RF204	101.31	133,800	42,400
④	工場	2階	RF205	96.57	127,500	40,400
⑤	事務所	2階	RO205	101.31	189,100	42,400
⑥	事務所	2階	RO206	99.73	186,100	41,700

利用料等は消費税込みの金額です。

- ・保証金として月額利用料の3ヵ月相当分をお預かりします。
- ・工場型は内装、照明、空調設備等は利用者負担で設置していただきます。

- ・事務所型には照明、空調設備等は設置されています。
- ・利用者の設置した設備等の管理、整備は利用者の負担です。

* 利用室の詳細についてはお問い合わせください。

* 駐車場

- 利用料・・・1台1月につき5,500円（消費税込みの金額です）
- 保証金・・・月額利用料の2ヵ月相当分をお預かりします。

3. 利用資格

- (1) 和泉市の産業振興に寄与することが期待される、ものづくりに携わる事業を営もうとするもの。
- (2) 中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定）であること。ただし、会社にあつては資本の額または出資の総額の50%以上を中小企業の基準を超える企業に所有されていないこと。
- (3) 新たな事業分野や研究開発に取り組むものであること。
- (4) 自ら営む事業所であること。
- (5) 利用料金の支払能力を有するもの。

4. 利用開始日及び利用期間

- ・利用開始日・・・②、④、⑤、⑥の4部屋は 令和5年4月1日 予定
①、③の2部屋は随時
- ・利用期間・・・5年以内

5. 利用者の費用負担（利用料、駐車場使用料を除く）

- (1) 利用室における電気、水道、電話の使用料
- (2) 廃棄物の処理に関する費用

6. 募集期間

- ・令和4年9月22日9時 から 令和4年9月28日17時 まで

7. 利用者の決定方法

- ・和泉市産業振興プラザ条例等により審査委員会で決定します。

8. 受付及び利用許可申請書配布場所

和泉市産業振興プラザ

〒594-1144 和泉市テクノステージ3-1-10

TEL 0725-58-7887

FAX 0725-58-7143

※開館時間は午前9時から午後5時です。（日曜日及び土曜日、祝日は休館日）

- * 申込書等の書類は和泉市産業振興プラザホームページ「賃貸工場・賃貸事務所・共同研究室を利用したい！」ページ下段の産業振興プラザ利用許可申請 PDF ファイルをご利用ください。

9. 申請方法等

- ・ 試作開発室等利用許可申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、次に掲げる書類を添付し受付場所へ提出して下さい。郵送（当日消印有効）でも受付します。
- ・ 提出に必要な書類
 - （1）法人にあつては企業概要書、個人にあつては履歴書
 - （2）事業計画書及び事業収支計画書（5年分）
 - （3）法人にあつては直近2年度分の事業の決算書等の写し、個人にあつては直近2年度分の確定申告書の写し
 - （4）法人にあつては直近事業年度の法人住民税納税証明書等、個人にあつては直近2年度の住民税納税証明書等
 - （5）法人にあつては登記事項全部証明書、個人にあつては住民票の写し
 - （6）内装、設備配置概略図
 - （7）誓約書
 - （8）その他市長が必要と認める書類

10. 結果の通知

- ・ 文書にて通知します。

11. その他

- ・ 利用は、和泉市産業振興プラザ条例、同施行規則により市長の利用許可によります。また、同条例、同施行規則、和泉市産業振興プラザ南館管理規則により利用していただきます。
- ・ テクノステージ和泉の緑地協定の円滑な運営、適正な維持管理、会員（テクノステージ和泉進出企業）相互の交流親睦を図り、共通の利益促進に努めることを目的とする「テクノステージ和泉まちづくり協議会」に加入していただき所定の会費を納入していただきます。
- ・ 利用施設への設備、機械の設置及び造作の附加を行う場合は、利用許可申請時に文書により承認を求める必要があります。
- ・ 利用者が施工する利用施設と一体となる設備等の工事については、利用許可日後に施工していただきます。また、文書により承認を求める必要があります。
- ・ 利用者が施工した設備等は、利用許可終了時までに取り去し床、壁の塗装等補修して原状回復していただきます。